

### 資料 3

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に係る原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」により 6 市村が新たに同等に確保した権限の内容は、以下のとおりであることを確認いたします。

平成 30 年 3 月 29 日 日本原子力発電株式会社

1. (1) 上記新協定により 6 市村が新たに同等に確保した権限は、以下のとおりであります。

- ① 発電所の稼働及び延長運転に際し、事前説明を受けるとともに、事業者に対し、意見を述べ、回答を要求する権限
- ② 事業者に対し、協議会の開催を要求する権限
- ③ 事業者に対し、安全対策等について意見を述べ、回答を要求する権限
- ④ 事業者に対し、追加対策を要求する権限
- ⑤ 事業者に対し、発電所の現地確認を要求する権限

(2) 加えて新協定においては、いわゆる事前了解に関する条項に準じ、新協定による意見の提起や回答の要求、現地確認の実施、協議会での協議さらには追加の安全対策の要求等の条項を通じた事前協議を事業者に義務付けることにより新協定が実質的にいわゆる事前了解を担保した協定であることをより一層明確にするために、6 市村が同等に確保した権限として、「実質的事前了解」に関する規定を第 6 条として、新協定の中で明文化いたしました。

2. 上記の新権限の解釈は、以下のとおりであります。

- (イ) 新協定において新たに 6 市村が同等に確保した「協議会の開催要求の権限」は、発電所の稼働及び延長運転を行う前に、6 市村それぞれが事前協議を求めることができる権限を 6 市村それぞれが確保したということであり、事業者にはそれらに必ず応じなければならないという重い義務を負わせたものであること。
- (ロ) またこの事前協議においては、6 市村それぞれが納得するまでとことん協議を継続することを事業者に約束させたものであること。
- (ハ) さらにその協議の結果として 6 市村それぞれが事業者に対して追加的に必要と考える対策を要求する権限を確保した一方、事業者にはそれらに対しきちんと対応しなければならないという重い義務を負わせたものであること。